

令和7年度福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 令和7年度福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この支援金は、物価高騰により光熱費、食材費、診療材料・消耗品費及び燃料費の負担が増え、福祉施設、医療機関等及び保育施設（以下「施設等」という。）の運営が厳しさを増すなか、国の公定価格により収入が算定される施設等を設置し、運営を継続している事業者を支援することにより、事業の質の確保及び持続的な運営を確実なものとし、本県の福祉・医療の維持を図ることを目的とし、これに要する経費については、予算の範囲内で交付する。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において、山梨県内に所在する別表の第2欄及び第4欄に該当する施設等を運営している法人・個人であること。
- (2) 基準日において、事業の実態（事業を実施している）があること。
- (3) 申請日において、事業継続の意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設等は、支給の対象としない。

- (1) 地方公共団体の一般会計で運営されている施設等
- (2) 基準日時点で休止または廃止の届出をしている施設等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、別表の第3欄に定めるとおりとする。

2 支援金の支給は、1施設等につき1回限りとする。

(支援金の申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、第5条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の補正が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 知事が前条の規定による交付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(不当利得の返還)

第8条 知事は、支援金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、期限を定めて交付を行った支援金の返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第9条 支援金事業に係る証拠書類等の管理については、これを事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年度支援金に適用する。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

別表（第3条及び第4条関係）

1 業種区分	2 施設等区分		3 支給額	4 要件
福祉施設等 (介護)	入所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を開設する法人及び個人、小規模多機能型居宅介護事業所(入所分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(入所分)	基準日利用者1名当たり 66,000円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。 ※短期入所生活介護事業所、及び短期入所療養介護事業所の基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している施設 ・介護保険法第71条に規定する「みなし指定」事業所を除く
	通所	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(通所分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(通所分)	基準日利用者1名当たり 17,000円 ※基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
	居宅	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(居宅分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(居宅分)	1施設当たり 125,000円 ただし、基準日において、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する訪問看護事業所にあつては、161,000円とする。	
福祉施設等 (障害)	入所	短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設	基準日利用者1名当たり 78,000円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。 ※短期入所事業所の基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき開設している施設
	通所	療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、放課後デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所	基準日利用者1名当たり 17,000円 ※基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
	居宅	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所	1施設当たり 125,000円	

福祉施設等 (救護)	救護施設	基準日利用者 1 名当たり 78,000 円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。	・生活保護法に基づき設置している救護施設
---------------	------	---	----------------------

1 業種区分	2 施設等区分	3 支給額	4 要件
医療機関等	病院	1 病床当たり 156,000 円 ただし、基準日において、特別高圧電力を受電する契約を締結している病院にあつては、189,000 円とする。 ※算定病床数は、令和 7 年 1 月～12 月の 1 日当たり平均使用病床数を基準に算出	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所(企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療機関 ・同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方とする。 ・公立医療機関は、地方公営企業法の適用を受ける施設、又は地方独立行政法人が経営する施設に限る。
	有床診療所	1 病床当たり 156,000 円 ※算定病床数は、基準日の使用許可病床数(休床病床を除く)に、令和 6 年度病床機能報告に基づく県内有床診療所の病床使用率平均(0.5)を乗じて算出 ※算定病床数が 2 床の場合、医科診療所(無床)の区分と比較して高い方の額の区分で支給する。 ※算定病床数が 1 床以下の場合、医科診療所(無床)の区分で支給する。	
	医科診療所(無床)、歯科診療所	1 施設当たり 259,000 円 ただし、基準日において、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医科診療所(無床)にあつては、445,000 円とする。	
	薬局	1 施設当たり 58,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設
	助産所	1 施設当たり 78,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専門の施設を除く)
	施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復業)	1 施設当たり 78,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所(出張専門の施設を除く) ・同一施設で、療養費の受領委任取扱い指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一方とする。

	歯科技工所	1 施設当たり 78,000 円	・歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所
--	-------	------------------	---------------------------

1 業種区分	2 施設等区分	3 支給額	4 要件
保育施設 (保育所等)	私立(公設民営除く)の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、へき地保育所、認可外保育施設	基準日利用子ども 1 名当たり 2,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律若しくは学校教育法に基づく認可を受け、へき地保育所の設置について(昭和36年厚生省発児第76号)に基づく指定を受けていること。 ・児童福祉法の規定に基づき届出を行った認可外保育施設
保育施設 (児童養護施設等)	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム	基準日利用者 1 名当たり 28,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の規定に基づく児童養護施設及び乳児院並びに児童自立生活援助事業者及び小規模住居型児童養育事業者